

別紙2

< 様式一覧 >

様式1 共同研究計画書 (要綱第6条関係)

様式2 共同研究契約書 (" 第6条関係)

様式3 共同研究完了報告書 (" 第8条関係)

様式4 企業化状況報告 (" 第9条関係)

(様式1)

共同研究計画書

1 研究課題名 「 」

2 研究目的

3 研究内容

4 共同研究者

(1) 企業 (企業名・所属・氏名)

(2) 工業技術総合研究所 (所属・氏名)

(3) その他 (大学等) (名称・所属・氏名)

5 研究プロジェクト推進委員会

(1) 企業 (企業名・所属・氏名)

(2) 工業技術総合研究所 (所属・氏名)

(3) その他 (名称・所属・氏名)

6 研究責任者 (企業名・所属・氏名)

7 研究分担等

参加機関	参加形態、分担内容、研究目標等
企業名	
工業技術総合研究所	
その他	

8 研究実施場所

9 研究経費

(単位：円)

経費区分	積算内訳	金額	備考
備品購入費			
使用料及び賃借料			
原材料費			
需用費			
委託料			
報償費			
旅費			
負担金、補助及び交付金			
一般管理費			
合計			

(様式2)

共同研究契約書(案)

新潟県(以下「甲」という。)と〇〇〇〇(以下「乙」という。)は、新潟県工業技術総合研究所共同研究実施要綱及び次の条項に従い共同研究契約を締結するものとする。

(共同研究の題目等)

第1条 甲及び乙は、次の共同研究を実施するものとする。

- (1) 研究課題名
- (2) 研究目的
- (3) 研究内容 別紙「共同研究計画書」(様式1)記載のとおり
(研究場所)

第2条 本共同研究の場所は、共同研究計画書記載のとおりとする。

(研究期間)

第3条 本共同研究の研究期間は、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までとする。

(研究経費)

第4条 本共同研究に要する経費は、共同研究計画書に掲げる経費(以下「研究経費」という。)とする。

- 2 甲は、研究経費のうち金〇〇〇〇円を負担するものとする。
- 3 乙は、研究経費のうち前項の甲の負担額を除いた額を負担するものとする。
- 4 乙は、前項に定める研究経費を、甲の請求に基づき、別に発行する納入通知書により指定の期日までに納入しなければならない。

(研究体制)

第5条 甲及び乙は、それぞれ共同研究計画書に掲げる研究員からなる「〇〇〇〇研究プロジェクト」(以下「研究プロジェクト」という。)を組織し、共同研究を実施するものとする。研究プロジェクトの代表者は、新潟県工業技術総合研究所技術統括センター長とする。

- 2 甲及び乙は、それぞれの代表者等からなる「〇〇〇〇研究プロジェクト推進委員会」(以下「推進委員会」という。)を組織し、研究を円滑に推進するものとする。
- 3 研究計画書に掲げる研究責任者は、研究計画を統括し、研究の進行管理を行うものとする。
- 4 研究期間内に研究員の変更又は追加等の必要が生じた場合には、甲乙協議のうえ、研究員を変更又は追加することができる。
- 5 研究プロジェクト及び推進委員会は、第8条に定める報告をもって解散する。

(施設・設備の提供等)

第6条 甲及び乙は、その所有する設備のうち、本共同研究に必要な設備を研究プロジェクトに無償で使用させることができるものとする。ただし、他の業務に支障がある場合はこの限りでない。

(研究の中止又は期間の延長)

第7条 共同研究の遂行上止むを得ない理由があるときは、甲乙協議のうえ当該共同研究を中止し、又は研究期間を延長することができるものとする。

(完了報告)

第8条 共同研究が完了したときは、研究プロジェクト代表者は、完了後30日以内に研究成果、経費の内訳等を記載した共同研究完了報告書を作成し、推進委員会に報告しなければならない。

2 全体計画期間が複数年度にわたるものは、単年度毎に報告するものとする。

(企業化)

第9条 乙は、当該共同研究による成果の企業化に努めなければならない。

2 乙は、当該共同研究の全体計画が終了した日の属する会計年度の終了後3年間、毎年4月30日までに、「企業化状況報告」を研究所長に提出しなければならない。

(精算)

第10条 研究経費は単年度毎に精算し、残余が生じたときは、当初契約における負担割合に応じて甲及び乙に返戻する。ただし、研究計画の変更に伴い乙に経費の追加負担が生じたときは、当該追加負担額の範囲内で乙に返戻し、さらに残余があるときは当初契約における負担割合に応じて甲及び乙に返戻する。

(取得財産の帰属)

第11条 共同研究を実施するために取得した財産の取り扱いについては、原則として、購入品は甲に、研究試作品は乙に帰属するものとする。ただし、甲又は乙に特別の理由が認められる場合は、別途協議することができる。

(産業財産権等)

第12条 共同研究の結果、研究プロジェクトの研究員が発明等を行った場合、甲・乙その他当該発明等に寄与した者で別途協議のうえ、産業財産権等(特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等)について持ち分を定めて出願するものとする。

2 甲は、研究の結果生じた産業財産権等につき、甲が承継した権利を乙又は乙の指定する者に限り、優先的に実施させることができるものとする。

3 甲は、前項により当該産業財産権等の権利の実施を許諾したときは、別に実施契約で定める実施料を徴収するものとする。

4 甲が、乙又は乙の指定する者以外の者(以下「第三者」という。)に当該産業財産権等の実施を許諾する場合は、乙の同意を得るものとする。

5 前項により、第三者が当該産業財産権等を実施する場合の実施料は、当該産業財産権等に係る甲及び乙の持ち分に応じて、甲及び乙に帰属するものとする。

(成果の公表等)

第13条 甲又は乙は、共同研究の開始後、当該共同研究の課題名、目的および概要について、相手方の同意無く公表できるものとする。

2 甲又は乙は、共同研究の実施期間中又は終了後、当該共同研究の成果を公表できるものとする。

る。ただし、相手方がその成果を公表しないよう申し入れたときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

(その他)

第 14 条 その他必要な事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

○年○月○日

(甲) 新潟市中央区鏡西 1 - 1 1 - 1
新潟県工業技術総合研究所
所 長 ○○ ○○

(乙) 住 所

氏 名 ○○ ○○

(様式3)

年 月 日

共同研究完了報告書

〇〇研究プロジェクト推進委員会委員 様

〇〇研究プロジェクト

代表者 新潟県工業技術総合研究所

技術統括センター長 〇〇 〇〇

1 研究課題名

2 研究目的

3 研究内容

4 研究期間 年 月 日～ 年 月 日

5 研究者

(1) 参加企業等

(2) 新潟県工業技術総合研究所

(3) その他

6 研究結果

7 経費

別紙精算書のとおり

8 産業財産権の取得状況

9 事業化・製品化の状況

10 今後の課題と対応策

11 その他

12 添付資料

別紙 精算書

(単位：円)

経費区分	金額	備考
備品購入費		
使用料及び賃借料		
原材料費		
需用費		
委託料		
報償費		
旅費		
負担金、補助及び交付金		
一般管理費		
合計		

(様式4)

年 月 日

新潟県工業技術総合研究所長 様

住 所
氏 名

共同研究事業企業化状況報告書 (年度分)
(年度～ 年度実施事業) ※完了後3年間提出のこと

上記事業の成果による企業化状況を下記のとおり報告します。

記

1 研究課題名 「 」

2 事業化・製品化の状況

開発製品名等 (試作品等含む)	販売状況 (又は継続研究の状況)	問題点等

※製品カタログ、写真、図面等関連資料を添付すること。

3 その他の成果

項 目	内 容

※参考となる資料を添付すること。